

規格・基準等の事前意図公告

[貿易の技術的障害に関する協定 2.9.1 及び 5.6.1 に基づく公告です。]

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部改正について

下記のとおり、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する予定ですので、お知らせします。ご意見のある場合には、下記の要領でご提出ください。

記

1. 件 名 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部改正
2. 対 象 品 目 自動車(関税番号 87.03 及び 87.04)
3. 趣旨及び目的 衝突時の乗員保護基準について、高齢乗員の被害状況など近年の交通事故の実態により対応した「フルラップ前面衝突時の乗員保護に係る協定規則 (UN-R137)」を国内導入する、また、既に採用済みである「オフセット前面衝突時の乗員保護に係る協定規則 (UN-R94)」の改正に合わせて所要の改正を行う。
4. 施行予定日 2016 年 6 月
5. 意見提出先 国土交通省自動車局技術政策課
東京都千代田区霞が関 2-1-3 (〒100-8918)
電話 03-5253-8111 : 内線 42255 (技術政策課)
FAX 03-5253-1639 (技術政策課)
6. 意見提出期限 通報開始日より 60 日後